

平成21年度
第1回兵庫県都市計画審議会

平成21年9月7日(月)
パレス神戸2階大会議室

開 会 午後2時

議長 それでは、平成21年度第1回兵庫県都市計画審議会の開催に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成21年度第1回兵庫県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員並びに幹事の皆様には、お忙しい中にもかかわらずご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、社会経済情勢が変化し、都市政策にも大きな変換が必要となっている中で、6月には国の社会資本整備審議会の小委員会「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会」において、今後の都市施策に関する一定の方向性が取りまとめられ、報告されました。

この報告では、今後の都市政策の基本的な方向を従来の「課題対応・問題抑制型」から「ビジョン実現型」へと転換すること等が示されております。

ところで、この間行われた衆議院議員の総選挙において、民主党が多数を制し、中央政権の交代が確実にっております。我々の兵庫県都市計画審議会がどう変わるのか気になりましたので、民主党のマニフェストを見ました。しかし、それでは具体的でございませんので、民主党政策集をウェブから落としまして、斜め読みであります。すべて目を通させていただきました。

非常に申し訳ないのですが、これまで自民党の政策を読むことはほとんどございませんでした。それは、今現在行われている政策そのものが、自民党の意思の反映という意識がどこかにあったからだろうと思いますが、今回は一応、政策集を拝見いたしました。

その民主党の政策集を見ましても、直ちに都市計画制度が変わるといふような内容のことは読めませんでした。これは当然かもしれません。政権が変わったからといって、都市計画の法体系が直ちに変わるといふようなものではない、国民にとっては、そういうものではないからでございます。直ちには変わらないとしても、少しずつの変化が求められてくることは確かなようでございます。

農林水産や経済、文教、その他の内容についてもそうですけれども、すべてにわたって独自性がうたわれてございます。

国土交通分野では、地方特性を生かした国土政策をはじめ、道路行政の改革、また公共事業等の改革等がかなり強く打ち出されてございます。当然、都市計画の分野にも及ぶというふうに私は読んでまいりました。

こういう方向が今後どうなっていくのか、注意深く見守っていかせていただきたい、そういうふうに思います。

本日は、議案書の議案目録によりまして、各案件についてご審議を賜りたいと存じます。

なお、審議の中でご発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いてあります名札の番号を

おっしゃってからご発言いただきたいと思います。

それではまず、第1号議案「東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更（加古川上流流域下水道の変更）」についてでございます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第1号議案「東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更（加古川上流流域下水道の変更）」についてご説明いたします。議案書は3ページから6ページ、議案位置図は7ページでございます。

前面スクリーンをご覧ください。加古川上流流域下水道は、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、神戸市、三木市、小野市、加西市、西脇市、加東市を排水区域とし、昭和51年に都市計画決定を行い、事業の推進を図っております。

現在、都市計画決定している加古川上流流域下水道の施設といたしましては、神戸幹線、西脇幹線、加西幹線の3本の幹線管渠、王子中継ポンプ場、河高中継ポンプ場の2カ所のポンプ施設、そして処理施設の加古川上流浄化センターがあります。

このうち、今回変更を行いますのは、加古川上流浄化センターです。小野市のJR加古川線市場駅東側に位置し、敷地面積は約17万6,900平方メートルです。

今回の変更は、加古川上流浄化センターの区域の変更であり、この変更により、黄色の着色部分が削除となります。

その結果、加古川上流浄化センターの敷地面積は、削除部分が約7,900平方メートルとなることから、変更後は約16万9,000平方メートルになります。

ここで、もう少し詳しく加古川上流浄化センターの区域の変更について、現在の施設配置図と変更後の施設配置図を使って説明させていただきます。

ここに表示しております図面は、現在の施設配置図であります。黄色の区域が管理施設、青色の区域が水処理施設、オレンジ色の区域が汚泥処理施設になります。

近年の人口動向や社会情勢の変化を踏まえ、加古川上流浄化センターの計画処理人口、計画処理水量及び施設計画を見直した結果、計画処理人口は35万4,000人から27万9,600人に、計画処理水量は1日当たり最大25万5,000立方メートルから14万7,000立方メートルに減少することにより、水処理施設の施設規模は18系統から11系統になり、図に示すような施設配置となりました。

なお、浄化センターの各施設につきましては、1日も運転を止めることができない施設であり、施設を運転しながら改築更新する必要があるため、将来の更新用地についても、計画区域内に確保しております。

以上により、施設規模を見直した結果、この図で示す区域が加古川上流浄化センターの区域と

なります。

この都市計画案をまとめるに当たりまして、住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。また、本案につきましては、4月17日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、7月30日に小野市都市計画審議会が開催され、原案どおり承認されております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

議長 ただ今事務局から説明がありましたが、これについてご質問またご意見ございますでしょうか。

27番 この案件について、意見を申し述べたいと思います。

人口減少社会あるいは経済情勢の変化を踏まえて、今回見直されたわけですが、私たちはこれまでも計画の過大性について指摘をしておりましたので、見直して施設の面積を大幅に、少しですけども、削減をしていくことについては異論はないわけですが、中身について少し意見があります。

その中身ですが、見直しの根拠としている資料を見せていただきました。その中には、小野市のウイズタウン計画というのがありました。このウイズタウン計画というのは、県の住宅供給公社が過去に計画をしていたものですが、この計画が今度の見直しの計画処理人口、あるいは計画処理水量に含まれているという点が十分な見直しになっているのかというふうにも感じています。既に住宅供給公社にはこの土地は所有されておらずに、土地開発公社に集約をされている。そういう状況にもなっているものです。

もう1点は、東播磨情報公園都市計画の中身ですけれども、ここでも記されているように、平成19年度では26.8ヘクタールが利活用されているわけですけれども、3工区全体にあります。1工区だけでも、まだ現在売れ残っている状態です。

しかし、ここを145ヘクタールの計画で見直している。水量も現在日量547トンと見込んだ計画水量をしています。

これまでも計画の過大性があったと思うわけですが、今回の見直しについても、十分な検討がなされているのかという点で少し、この2点で意見を述べておきたいと思います。

見直すことについては、来年が計画年ですけれども、それに見合った見直しとなっていると思うのですが、もう少し早く見直すことができていたのではないかと。そうすれば、無駄を省く計画が早くからできたのではないかと。という点も思っています。

以上の点で意見を述べまして、本議案の区域を削減する提案については賛同したいと思います。

議長 27番委員は、この案そのものには反対ではないけれども、遅かったのではないかと。もう少し

し早く、抜本的に見直しをすべきだったというご意見で、反対の意見ではないということでございますね。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

それではお諮りいたします。第1号議案「東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更（加古川上流流域下水道の変更）」について、原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議がないようですので、第1号議案「東播磨都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更」については原案のとおり可決いたします。

それでは次に、建築基準法第51条ただし書の関係の審議に移ります。

第2号議案及び第3号議案、尼崎市に係ります「ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について」を上程いたします。

これについて、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第2号議案及び第3号議案、尼崎市に係ります「ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について」につきましては、同一の申請者による近接した敷地における一連の建築計画となりますので、一括してご説明いたします。第2号議案につきましては議案書11ページ、第3号議案につきましては議案書15ページとなります。

このたび付議しております産業廃棄物処理施設は、民間事業者が設置する施設で、廃プラスチック類などの破碎施設を有する中間処理施設でありまして、廃棄物からの有価物の回収や再資源化が困難な廃棄物の減容を目的としております。

尼崎市では、このような民間設置施設につきましては、施設の公共性や持続担保の観点から、都市計画決定をするのではなく、建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可が適切と認め、対応しているところでございます。

本処理施設におきましては、従前より建築基準法第51条ただし書許可を要さない範囲での処理品目、処理能力により操業しておりますが、今回、既存建築物に破碎施設の増設を行い、許可を要する処理能力となりますことから、同条ただし書の規定に基づきまして、許可を得ようとするものでございます。

前面スクリーンをご覧ください。尼崎市全域の用途地域図でございます。

本処理施設の敷地は、下の方の赤丸印で示しているところでございまして、尼崎市域の南部の工業専用地域内で、阪神尼崎駅から南西へ約3キロメートルに位置します。

次に、周辺建物用途現況図によりご説明いたします。

赤色で示しておりますのが敷地の位置でございます。当該地の周辺は主に青色の工業施設、緑色の運輸流通施設、茶色のその他の施設が立地しております。当該地に近接するその他の施設の業種としましては、本処理施設と同様の産業廃棄物処理施設となっております。

なお、黄色の住宅につきましては、当該地の周辺にはございません。

こちらは航空写真ですが、当該地の西側は阪神高速道路5号湾岸線尼崎末広出入口、北側は道路を挟んで運動施設であるゴルフ練習場、南側は尼崎港の水面となっております。第2号議案の敷地につきましては、阪神高速道路の高架下部分となります。

次に、敷地周辺の道路状況をご説明いたします。

赤枠で示しております第2号議案及び第3号議案の敷地の位置関係は図のようになります。青色で示しますように、交差点Aから阪神高速道路末広出入口の側道を通り、第2号議案及び第3号議案の敷地の前面を経由し、交差点Bの方面へ至る道路の状況となっております。

次に、搬入・搬出ルート図によりご説明いたします。

事業計画によりますと、青色で示しておりますルートにより、阪神高速道路5号湾岸線を通行するほか、緑色で示しております県道尼崎港崇徳院線または道意線により搬入・搬出いたします。敷地のすぐ西に尼崎末広出入口があり、阪神高速道路へのアクセスはよい状況でございます。

なお、現況の交通量につきましては、黄色の矢印で示しております2カ所の交差点にて調査を実施したところ、現況の1日当たりの交通量は、東側の交差点Aで1万7,795台、西側の交差点Bで6,725台でございます。第2号議案及び第3号議案の敷地を併せた事業に伴い、1日当たり最大71台増加する見込みでございます。現況の交通量に対する増加割合は軽微であり、周辺の交通に支障を及ぼすものではないと考えております。

以上のことから、本処理施設の敷地の位置につきましては、都市計画上支障がないものと判断しております。

次に、参考までに、敷地内の施設配置をご説明いたします。

まず、第2号議案の敷地の施設配置でございます。黄色で示しておりますのは、破碎施設を増設する既存建築物で、処理能力を増加するとともに、廃棄物からの有価物の回収を図るものでございます。

こちらは第3号議案の敷地の施設配置でございます。黄色で示しておりますのは、破碎施設を増設する既存建築物で、処理能力を増加するとともに、廃棄物の再資源化を促進させることを目的に、リサイクルの向上を図るものでございます。

これでスクリーンを終了させていただきます。

最後に、これも参考までに、周辺環境への影響についてでございますが、事業者において、事前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく生活環境影響調査を実施しております。調査は第2号議案及び第3号議案の敷地を併せた事業による影響の評価として実施されております。

その結果、両敷地の処理施設が周辺環境に及ぼす影響は軽微であり、生活環境保全上支障がないものと、本市産業廃棄物対策担当から報告されております。

以上で、第2号議案及び第3号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただ今事務局から説明がありましたが、これについてご質問またはご意見がございましたらお願いたします。

ご質問等がないようでございますので、それではお諮りいたします。第2号議案については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、第2号議案については原案のとおり可決いたします。

続いて、第3号議案について原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり可決いたします。

以上で建築基準法第51条ただし書の案件につきましては終了いたしました。この結果は、直ちに特定行政庁である尼崎市長あてに答申することにいたします。

続いて、第4号議案「神戸国際港都建設計画東灘山手地区土地区画整理事業の事業計画の変更に
対する意見書について」事務局のご説明をお願いいたします。

事務局 第4号議案「神戸国際港都建設計画東灘山手地区土地区画整理事業の事業計画の変更に
対する意見書について」ご説明いたします。

本議案は、東灘山手地区について、土地区画整理事業の事業計画を変更するに当たり、平成21年2月17日から同年3月2日までの2週間、事業計画を公衆の縦覧に供したところ、1件の意見書の提出がありましたので、土地区画整理法第55条に基づき、審議会にお諮りするものでございます。

議案書といたしましては21ページ並びに議案書別冊となっております。

意見書についてご説明する前に、東灘山手地区土地区画整理事業並びに今回の事業計画変更の概要についてご説明いたします。

資料2「説明資料」の1ページをお開きください。併せて前面スクリーンをご覧ください。

当地区は、赤色の実線の範囲の区域で、神戸市東灘区に位置し、南はＪＲ神戸線、北は阪急神戸線、東は住吉川、西は石屋川に囲まれ、付近にはＪＲ住吉駅、阪急御影駅があり、阪神間の交通至便な所です。

次に、神戸国際港都建設計画東灘山手地区土地区画整理事業の事業概要について申し上げます。

当区画整理事業は、山手幹線、弓場線を初め、計９路線の都市計画道路と区画道路、公園等の公共施設や宅地を整備・改善することにより、便利で安全・快適な市街地の形成を目的とするものです。

事業施行者は神戸市でございます。施行面積は81.2ヘクタール、減歩率は18.2%、施行期間は昭和40年度から平成26年度まで、総事業費は約370億円となっております。

続いて、今回の事業計画の変更概要についてご説明いたします。

今回の事業計画の変更内容としては、設計の変更といたしまして、公共施設や宅地の出来形の精査、減価補償金による施行前宅地の買収の結果などにより、公共施設や宅地の面積を変更するもの。減価補償金による施行前宅地を買収した結果、減歩率を21.1%を18.2%に変更するもの。一部の公園について、その名称を変更するもの。資金計画の変更といたしましては、事業の清算期間を５年とし、施行期間を５年延長し、平成26年度までとするものです。

それでは、意見書の要旨、神戸市の考え方についてご説明いたします。

意見書原本につきましては、議案書別冊１ページにつづっております。また、資料２「説明資料」３ページに意見書の要旨と神戸市の考え方をまとめております。

資料２、３ページをお開きください。また、前面スクリーンをご覧ください。

意見書提出者は、神戸市東灘区住吉本町２丁目Ａ様でございます。当地区のＪＲ駅北西の表記の位置に土地を所有されている地権者でございます。なお、具体の意見書につきましては、代理人弁護士より提出されています。

資料２「説明資料」３ページをご覧ください。

意見書の要旨は、神戸市が平成17年２月９日付け仮換地指定通知書で、昭和63年６月29日付け原仮換地指定処分を変更した処分が違法であるとして、兵庫県に対して審査請求を行っており、現在も継続審査中である。審査請求において、変更処分が神戸市のポイント復元の明白な誤りに基づくものであると主張している。

本件事業計画変更案は、精査による地区の面積変更等を行うことを内容とするものであるが、変更処分は明らかに違法であることから、これに基づく本件事業計画変更案も違法性を帯びるものと言える。

したがって、違法な変更処分を前提とする本件事業計画変更案は決定されるべきではない、というものです。

神戸市の考え方を説明する前に、審査請求の内容をご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。

A様は、当地区内に仮換地で申しますと黄色に着色したX街区のア、イ、ウの土地を所有されています。A様の所有するア、イ、ウの土地については、昭和63年6月29日付けで当初の仮換地指定、平成17年2月9日付けで変更の指定をしております。変更の仮換地指定後、A様より変更の指定が違法であるとして、兵庫県知事に対して、平成17年4月に審査請求をされております。

X街区のア、イ、ウの土地と東側に隣接する力の土地について、当初の仮換地指定と変更の仮換地指定の土地の辺長、面積を当初時を赤色、変更時を黒色で表したものでございます。

昭和63年の当初の仮換地指定の後、兵庫県南部地震により地表面の変動が生じたため、昭和63年の当初指定の境界標を復元したもので、街区内における土地の辺長などを再度測量し確認した結果を反映して、平成17年2月に変更の指定を行っております。

当初指定と変更指定の宅地の辺長、また仮換地の面積を比べていただいても分かるように、仮換地の境界ポイントは適法に復元しております。

A様から兵庫県知事に提起された審査請求については、平成21年3月27日付けで兵庫県知事より棄却されております。

資料2「説明資料」3ページにお戻りください。神戸市の考え方をご説明いたします。

東灘山手地区土地区画整理事業では、都市計画道路山手幹線、弓場線をはじめとする道路や公園の整備など、便利で安全・快適なまちづくりを進めてきた。事業は最終段階を迎えており、現在、地区内の各地権者への仮換地指定を終了し、道路や公園などの事業施設整備もおおむね完了している。

今回の事業計画変更は、地区内の道路、公園等公共施設や宅地の出来形の精査による面積の変更、一部公園の名称変更等を行うものである。

意見書提出者の土地については、昭和63年6月に当初の仮換地指定を行い、平成17年2月に変更指定を行った。その変更内容は、兵庫県南部地震により地表面の変動が生じたため、昭和63年の当初指定の境界標を復元した上で、土地の辺長などを再度測量した結果を反映したものである。

神戸市としては、この変更指定が適法な処分であり、事業計画変更についても適法であると考えている。

なお、平成17年4月に意見書提出者から兵庫県知事に提起された審査請求については、平成21年

3月27日付けで兵庫県知事より棄却の通知があった。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただ今事務局から説明がありましたが、これについてご質問またはご意見がございましたら
お願いいたします。

ご質問等がないようでございますので、それではお諮りいたします。

まず、第4号議案について、意見書を採択して事業計画を修正すべきであるというご意見の方を
お伺いします。修正すべきであるというふうなご意見の方は挙手をお願いいたします。

〔意見書を採択することに賛成者挙手なし〕

議長 ありがとうございます。

次に、意見書を採択すべきでない。事業計画のとおりでよいというご意見の方は挙手をお願い
いたします。

〔意見書を採択することに反対者挙手〕

議長 ありがとうございます。第4号議案については、意見書を採択すべきでないという委員が圧
倒的多数でございますので、当審議会の意見としましては、意見書を採択すべきでないというこ
とにいたします。この結果は、直ちに神戸市長あてに答申することにいたします。

なお、神戸市と神戸市民との争いでございますので、どうぞ手荒な形じゃなくて、意見書を提出
された方も、最終的には納得されるような形での解決を気長にお図りいただくよう、私から要望さ
せていただきます。

それでは、以上で本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年度第1回の審議会を閉会いたします。皆様には始終熱心なご審議を
いただきましてありがとうございました。

閉 会 午後2時48分